

2023年10月30日

各位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ  
 (東証スタンダード・コード3174)  
 代表者名 代表取締役社長 田 篤史  
 問合せ先 専務取締役 前原 聡  
 電話番号 03-3562-7525

**第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権  
 (行使価額修正型新株予約権転換権付) の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2023年10月12日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による第11回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第11回新株予約権」といいます。)及び第12回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第12回新株予約権」といいます、本第11回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日付で割当先である三田証券株式会社(以下、「割当先」といいます。)からの本新株予約権に係る発行価額の総額(1,788,000円)の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2023年10月12日に公表いたしました「第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の概要

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| (1) 割当日                            | 2023年10月30日   |
| (2) 発行新株予約権数                       | 6,000個<br>本第11回新株予約権 3,000個<br>本第12回新株予約権 3,000個  |
| (3) 発行価額                           | 総額1,788,000円<br>(本第11回新株予約権1個につき508円、本第12回新株予約権1個につき88円)  |
| (4) 当該発行による潜在株式数                   | 600,000株(新株予約権1個につき100株)<br>本第11回新株予約権 300,000株<br>本第12回新株予約権 300,000株<br>本新株予約権が行使価額修正型に転換された場合の下限行使価額はいずれも712円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は600,000株です。  |
| (5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額) | 811,788,000円(差引手取金概算額:780,173,000円)<br>(内訳)<br>本第11回新株予約権<br>新株予約権発行による調達額: 1,524,000円<br>新株予約権行使による調達額: 360,000,000円<br>本第12回新株予約権<br>新株予約権発行による調達額: 264,000円<br>新株予約権行使による調達額: 450,000,000円<br>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>  |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条件 | <p>当初行使価額<br/> 本第 11 回新株予約権 1,200 円<br/> 本第 12 回新株予約権 1,500 円</p> <p>本第 11 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 11 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 11 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第 11 回新株予約権の発行要項第 17 項に定める本第 11 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第 17 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 712 円（以下、「下限行使価額」といいます、本第 11 回新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されます。）を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第 12 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 12 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 12 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 712 円（下限行使価額、本第 12 回新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されます。）を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p> |
| (7) 募集又は割当方法（割当先）   | 三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。  |
| (8) 新株予約権の行使期間      | 2023 年 10 月 31 日から 2026 年 10 月 30 日までの期間とします（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします）。   |
| (9) その他             | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結しております。本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。   |

以上